

2024春季生活闘争 構成組織取り組み方針(案)の概要

構成組織名	私鉄総連
方針決定日	2024年2月1日
要求提出日	方針決定後、2月上旬の予定。(2月8日)
回答指定期	連合方針に基づきヤマ場に設定する予定。

要求項目	要求内容
I. 基本的な考え方	
	<p>働く者の価値に見合った賃金水準にするためにも月例賃金にこだわり、全ての組合員の力を結集し、総・地連、単組がこれまで以上に連携強化をはかり、産業別統一闘争として全国が一丸となり、職場からたたかいを構築していきます。</p> <p>(1)全ての組合が、要求書提出後すみやかに交渉を開始するとともに、回答(指定期)日時の厳守に重点をおき、たたかいを進めます。</p> <p>(2)企業を支える最大の財産は「人」であり「人への投資」の重要性を強く主張し、働く者への適正な配分を求めます。</p> <p>(3)実質賃金の維持のため「定昇相当分(賃金カーブ維持分)」を確保したうえで、賃金の回復・向上および格差是正をめざし「ベア分(生活維持分+生活回復・向上分)」の要求獲得に取り組みます。</p> <p>(4)年間臨時給は、年間収入の維持・回復・向上に取り組みます。</p> <p>(5)産業別最低賃金の引き上げを求めます。</p> <p>(6)非正規雇用労働者の処遇改善に取り組みます。</p> <p>(7)私鉄春闘相場波及のためには、数字での情報公開が重要であり、さらに意思疎通をはかります。</p>
II. 基盤整備	
・サプライチェーン全体で生み出した付加価値の適正分配/取引の適正化	<p>交通政策要求で運賃改定に向け取り組みを強化してきました。</p> <p>(1)鉄軌道は、運賃の改定、若しくは、バリアフリー化料金制度が導入されました。</p> <p>(2)バス事業者227者のうち2020年度以降に運賃改定した事業者は73者であり、運賃の改定率は17.44%(単純平均)、審査・申請中は13者となっています(2023年10月15日現在)。また、私鉄総連の職場実態調査においても、約35%が申請しています。</p> <p>(3)貸切バスの運賃は、「新たに公示する運賃は、基準額のみとし、基準額を『下限額』と称して公示する」ことにより、地域によって差はありますが、約20~30%の改定となりました。</p> <p>(4)ハイタクは、全国で運賃改定が進んでおり、改定率は10~16%程度となっています。</p>
・賃金水準闘争を強化していくための取り組み	
・雇用の維持・創出、社会的セーフティネットの維持・強化	
・集团的労使関係の輪を広げる取り組み	

Ⅲ-1.賃金要求	
■月例賃金	
○個別銘柄(年齢ポイント)ごとの「最低到達水準」「到達目標水準」	<p>第2次中期賃金方針をふまえ、引き続き賃金の上げ幅だけでなく、それぞれの賃金水準を段階的に達成できるよう、「賃金の絶対値」をより意識した賃金改善に取り組みます。それぞれの水準については、各調査の過去5年間の移動平均で算出しています。なお、第3次中期賃金方針の策定に向けては、私鉄総連本部内での中期賃金方針検討委員会で引き続き議論を深めていきます。</p> <p>(1)最低水準/年齢別の推計標準生計費 (人事院勧告「標準生計費」より産労総研が試算) 30歳:185,106円 35歳:212,872円 40歳:240,648円</p> <p>(2)平均水準/ポイント年齢別モデル賃金(主要組合・所定内賃金水準) (連合「構成組織の賃金・一時金・退職金」より) 高卒、事務技術労働者 30歳:75,697円 35歳:319,093円 40歳:349,961円 高卒、生産労働者 30歳:70,629円 35歳:311,445円 40歳:341,048円</p> <p>(3)到達水準/資本金5億円以上・労働者1,000人以上 (中央労働委員会「賃金事情調査」より) 高卒、一般職相当 事務・技術(総合職) 30歳:289,000円 35歳:342,020円 40歳:378,620円 高卒、生産労働者 30歳:266,300円 35歳:309,800円 40歳:344,540円</p> <p>※1一部の年齢別ポイントで23春闘を下回っている数値があります。 ※2調査によって、回答企業数・集計者数が異なるため、到達水準が平均水準を下回っている数値もあります。</p>
○「賃金カーブ維持相当分(構成組織が設定する場合)」「賃上げ分」	<p>定昇相当分(賃金カーブ維持分) 2.0% プラス バア分(生活維持分+生活回復・向上分) 14,600円</p>
○規模間格差の是正 (中小賃上げ要求)	
○雇用形態間格差の是正 ・企業内最低賃金協定の締結 ・昇給ルールの導入	<p>①2023年度地域別最低賃金+10%とすること。 ②最低水準148,500円を引き上げること。 ③月額換算に用いる1カ月の労働時間は173.8時間とすること。ただし、労使で確認ができる場合は、当該労使の所定労働時間とすることができる。 ④各都道府県の地域別最低賃金は、原則として本社地を基本とすること。 ⑤協定期間内に地域別最低賃金が変更になった場合、産業別最低賃金もこれに準拠させること。 ⑥月額換算の計算において、円位未満の端数が生じたときは、円位を単位として切り上げる。</p>
■男女間賃金格差の是正 ・「見える化」と問題点の改善 ・生活関連手当	
■初任給等の取り組み ・社会水準の確保 ・年齢別最低到達水準の協定締結	<p>①最低引き上げ額基準 高卒19歳・勤続1年:18,100円 定昇相当分:3,500円(定額) バア分(生活維持分+生活回復・向上分):14,600円</p> <p>②高卒18歳初任基本給 162,300円とする。この水準に達している組合は、現行協定金額を14,600円引き上げる。</p> <p>③バス運転士25歳初任基本給 180,000円とする。この水準に達している組合は、現行協定金額を14,600円引き上げる。</p>

<p>■一時金 ・一時金の要求基準等 ・有期・短時間・契約等で働く労働者への対応</p>	<p>●年間臨時給要求 ①2023年度の協定月数を堅持すること。 ②削減を余儀なくされた組合は、回復分を強く要求すること。 ③年間協定が5カ月に満たない組合は、5カ月とすること。 ④協定は、夏冬別途ではなく、年間協定とすること。 ●非正規雇用労働者の労働条件改善 1時間あたり、120円以上を引き上げを基本とする。 この間の秋闘の取り組み、特に21秋闘の産別統一要求である「非正規雇用労働者の正規雇用化」の早期達成をめざしながら、当面、月例賃金・時間給の引き上げと「底上げ」「底支え」「格差是正」をはかる取り組みを展開し、産業相場の下支えをします。連合の考え方を参考に「時給1,200円以上」の実現をめざしながら、雇用形態間など、格差の是正に向けた取り組みを進めます。</p>
<p>Ⅲー2. 「すべての労働者の立場にたった働き方」の改善</p>	
<p>■長時間労働の是正</p>	<p>2023秋季年末闘争の統一要求で「勤務間インターバル制度の導入」を掲げました。健康で長く働ける職場を構築していくことを主眼に、11時間以上の休息時間を見据えたうえで、「勤務間インターバル制度」の導入を求めました。</p>
<p>■すべての労働者の雇用安定に向けた取り組み</p>	
<p>■職場における均等・均衡待遇実現に向けた取り組み</p>	
<p>■人材育成と教育訓練の充実</p>	
<p>■60歳以降の高齢期における雇用と処遇に関する取り組み</p>	<p>2023秋季年末闘争の統一要求で「60歳以降の労働条件の改善」を掲げました。それぞれの企業において、60歳以降の働き方について抱えている課題はさまざまです。各企業の現状をしっかりと把握し、健康で充実した人生を送るため、一歩でも前進させるべく「60歳以降の労働条件の改善」を求めました。</p>
<p>■テレワーク導入にあたっての労働組合の取り組み</p>	
<p>■障がい者雇用に関する取り組み</p>	
<p>■中小企業、有期・短時間・派遣等で働く労働者の退職給付制度の整備</p>	
<p>■短時間労働者に対する社会保険の適用拡大に関する取り組み</p>	
<p>■治療と仕事の両立の推進に関する取り組み</p>	
<p>Ⅲー3. ジェンダー平等・多様性の推進</p>	
<p>・改正女性活躍推進法および男女雇用機会均等法の周知徹底と点検活動 ・あらゆるハラスメント対策と差別禁止の取り組み ・育児や介護と仕事の両立に向けた環境整備 ・次世代育成支援対策推進法にもとづく取り組みの推進</p>	
<p>★Ⅲー4. 「ビジネスと人権」の取り組み</p>	
<p>・ビジネスと人権に関する取り組み方針の策定、教育・研修の実施など</p>	

その他 ●上記に分類されない重要な取り組みがあれば記入

交通政策要求に関する産業別統一行動

私鉄・バス・ハイタク産業は、国民の生命や財産を運ぶ「公共交通機関」であり、重要かつ必要不可欠な社会インフラです。また、観光貸切バスを含む観光産業は、経済発展や国民の生活を豊かにするという重要な役割を担っています。今後も公共交通としての役割を果たすために、生活交通の維持、通勤・通学需要だけでなく移動の魅力を高める施策、労働現場の対応など、多くの交通政策課題を解決し、持続可能な公共交通を構築する取り組みを強めていきます。

- (1)産業と職場を守る取り組み
- (2)公共交通の維持・活性化

- ①地域公共交通計画への対応
- ②アフターコロナに向けた地域交通の「リ・デザイン」
- ③「地域公共交通確保維持改善事業」の拡充と対応

- (3)自然災害からの復旧・復興対策
- (4)要員の確保と人材育成などに向けた取り組み
- (5)改善基準告示の改正への対応
- (6)適正運賃の実現に向けて
- (7)ライドシェア(白タク合法化)阻止
- (8)AIオンデマンド交通への対応
- (9)観光業への支援の拡充
- (10)私鉄・バス・ハイタク関係予算概算要求